

5-1 取組の基本方針

- ▷建築物の倒壊による人的被害を防止し、市民の暮らしの安全と安心の確保を図ります。
- ▷避難所をはじめとする災害時の拠点施設などの耐震性を確保し、災害時における市民の円滑な避難や、迅速な応急活動の確保など都市の防災機能の強化を図ります。

◇ SDGsと本計画の関連




持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。

本市は、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた優れた提案が認められ、平成30年（2018年）に内閣府より「SDGs未来都市」として選定されており、市全体としてSDGsの推進につながる取組を行うこととしています。



本計画に基づく取組を推進することにより、関連の深いSDGsの目標の達成に寄与します。

取組	関連するSDGs
5-2役割分担	SDGs17：パートナーシップで目標を達成しよう 
6 耐震化を促進するための施策	SDGs 9：産業と技術革新の基盤をつくろう  SDGs11：住み続けられるまちづくりを 

5-2 役割分担

- それぞれが役割を果たしながら、連携して取組を進めていくものとします。
- ▷所有者：地震対策を自らの生命や生活基盤の保全だけでなく、地域の防災対策と
考え、主体的に耐震化に取り組む必要があります。
 - ▷札幌市：市有建築物の総合的な安全対策に努めます。また、国・道と連携しながら、
普及啓発や支援制度の充実など、市民が耐震化に取り組みやすい環境整備を進めます。
 - ▷技術者及び関係団体：専門家として、所有者の耐震化の取組に協力するとともに、
行政と連携した取組や技術力の向上、技術者の育成に努めることが期待されます。

5-3 重点的に耐震化を進める建築物

住宅や要緊急安全確認大規模建築物などの多数の者が利用する建築物（市有建築物を含む。）は、生活の基盤となるとともに、地震発生時には大きな被害を引き起こす可能性があることから、重点的に耐震化を進めるものとします。また、第1次及び第2次緊急輸送道路や指定避難所※10は、地震発生時に有効に機能することが求められることから、重点的に耐震化を進めるものとします。

＜重点的に耐震化を進める建築物＞

- ▷住宅
- ▷多数の者が利用する建築物
- ▷要緊急安全確認大規模建築物
- ▷第1次及び第2次緊急輸送道路沿道の建築物
- ▷指定避難所

5-4 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法では、地震時に多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、耐震診断を義務付ける道路や耐震診断・耐震改修に努める道路を耐震改修促進計画で指定することができるかとされています。

耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく通行障害既存耐震不適格建築物※11の敷地に接する道路（耐震診断・改修の努力義務の対象道路）については、第2次計画と同様に、第1次及び第2次緊急輸送道路を指定し、重点的に耐震化を進めることとします。

また、道路に面した補強コンクリートブロック造※12や組積造※13の塀（以下「ブロック塀等」という。）については、災害時に安全に通行できるよう、区域を問わず重点的に耐震化を進めるものとします。

なお、耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく耐震診断を義務付ける道路については、緊急輸送道路を閉塞させるおそれがある建築物の割合が非常に低いこと（第4章参照）を踏まえ、第2次計画と同様に指定しないこととします。

建築物に附属する組積造の塀についても、緊急輸送道路沿道に一定規模を超える組積造の塀がなく、また、一般的に市内の避難場所への経路は複数あり、一か所が閉塞しても避難可能であることから、耐震診断を義務付ける道路を指定しないこととします。

5-5 今後の取組の方向

国の基本方針の方向性に変更はなく、また、市内の建築物の耐震化率は計画策定時の自然推計を上回り（第4章参照）、第2次計画の取組には一定の成果があったと考えられることから、第2次計画の取組については継続して実施します。

しかし、市民の暮らしの安全・安心の確保や都市の防災機能の強化のためには、重点的に耐震化を進める建築物に掲げたものについてこれまで以上に積極的な取組が必要であることから、第3章で挙げた課題を踏まえ取組の充実を図ります。

課 題	本計画の取組内容
耐震化に関する意識のさらなる向上	耐震化に係る情報の提供 ▷多様な手段による普及啓発 ▷提供する情報の充実 ▷専門家の育成と事業者情報の提供 ▷専門家による相談対応
費用負担の軽減	住宅の耐震化推進 ▷アクションプログラムに基づく木造住宅の取組の実施 ▷支援制度の充実と他施策との連携
市有建築物の耐震化	多数の者が利用する建築物等の耐震化推進 ▷多数の者が利用する建築物等の支援制度の充実 ▷要緊急安全確認大規模建築物の支援制度の充実 ▷他制度と連携した耐震化推進
建築物の構造以外に関する安全対策	市有建築物の耐震化推進 ▷建築物の計画的な耐震化 ▷特定天井等の安全対策
	地震に対する安全性を高めるその他の取組 ▷建築物の総合的な安全対策に関する取組 ▷ブロック塀等の安全対策に関する取組 ▷がけ地に関する取組 ▷防災に関する普及啓発の取組 ▷大規模盛土造成地に関する取組

【※10 指定避難所】災害の危険がなくなるまで一定期間滞在可能な場所として、指定避難所の指定を受けている建築物

【※11 通行障害既存耐震不適格建築物】地震によって倒壊した場合に、その敷地の接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物で、現行の耐震関係規定に適合せず建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

【※12 補強コンクリートブロック造】コンクリートブロックを積み上げ、鉄筋で補強して一体化した構造

【※13 組積造】コンクリートブロック、レンガ、石などを積み上げた構造